

# 東京大学

## 理学部広報

第1巻 第10号 昭和44年8月1日

### 内 容

学生諸君へ総長から改革へのよびかけ .....	2
大学改革準備調査会関係記事(覚書の内容目次紹介) .....	2
No. 9. 大学改革準備調査会経過報告	
No. 10. 研究教育組織改革の問題点	
No. 11. 総長の地位と権限および総長選考制度について	
No. 12. 学内規律および処分に関する規則の制定手続き	
No. 13. 学内規律に関する規則の改正の方向	
東京大学広報委員会刊行「学内広報」中の主要記事紹介 .....	6
「資料」から「学内広報」への発展, 大学立法反対の諸運動	
全学委員会関係報告(学生委員会, 学寮委員会)	
昭和45年度東京大学入学者選抜学力検査実施教科・科目	
教官の定員削減について	
理学部会合日誌 .....	8
教授会メモ .....	8
理学部における「大学立法」反対運動 .....	9
大学改革準備調査会覚書に対する理学部教官有志の意見 .....	9
理学部の将来を考えるための資料紹介 .....	12
電力の節約についての依頼 .....	12

# 学 生 諸 君 へ

## —改革へのよびかけ—

この1年は、学生諸君も、われわれ教官も、東京大学はじまって以来の試練に直面し、これを克服するために苦闘してきました。授業が正常な軌道に乗ったところでも、紛争による遅れを取りもどすために、今夏の休暇は約1カ月に短縮することになりましたが、この際今後のことについて一言しておきたいと思います。

私は、紛争で提起された問題にこたえるため、この秋には正規の大学改革委員会を発足させて、大学の改革に正面から取り組んでいきたいと考えています。昨年12月2日の「学生諸君への提案」以来私がたびたび述べてきたように、この大学改革委員会では、学生諸君や職員の諸君とも討議を重ねながら大学改革について検討していく方針ですが、委員会の構成とか手続きをどうするかについて、9月から意見を交換し、まとめていきたいと思っています。そこでは、委員会を問題別に複数に設けるかどうか、教授会を構成している教官とそれ以外の大学構成員（学部学生、大学院生、助手、職員など）との関係をどう考えるか、全学の意見をどのようにして取りまとめていくか、委員会の任務と権限をどうするかなど、検討すべき多くの問題があります。

改革の方向と内容については、大学の全構成員による積極的提言と討議がなされなければなりません。これまでに大学改革準備調査会から多くの覚書が発表されていますが、これらは改革の方向について全学的に検討する際の素材を提供しようとしたものです。学内の各方面でもそれぞれ改革について自主的に討議がなされておりますが、今後さらに多くの方面から建設的な提案がなされることを望んでいます。

改革の道は決して容易ではなく、また改革に時間のかかるものも少なくないと思いますが、可能なものから順次に実現していきたいと考えています。紛争の厳しい試練を無意味なものに終らせないで、むしろこれを大学の新生の礎石とするために、あるべき大学の姿について豊かな構想力を結集しなければなりません。学生諸君も、夏休みの間にこれらの問題について十分考えておいてほしいと思います。そして、9月には新鮮な気持ちで登学されることを期待します。

以上は私の希望ですが、この時点における諸君の夏休みが有意義なものとなることを望んでやみません。

1969年7月25日

東京大学総長 加藤 一郎

---

## 大学改革準備調査会関係記事

大学改革準備調査会は7月に入って覚書 No. 9, No. 10, No. 11, No. 12, No. 13 を公表した。まだ今後とも「研究組織の問題点」「処分の実体法についての基本的考え方」などいくつかの覚書が出される予定です。

7月10日には大学改革準備調査会黒田晴雄委員長から各部局連絡員に大要次の如き通知がありました。各専門委員会ですでに提出した覚書の改訂補足の作業を開始しておりますが、その過程で学内各方面からの御意見をできるだけ参考にさせていただきたいと思っておりますので、各覚書に関する御意見を、7月25日までにお願いします。これまでのように、各部局での教授懇談会、研究会、検討会、改革委員会などで出た御意見のメモや、個人あるいは有志の御意見をいただきたいと存じております。各専門委員会は、8月のはじ

めまでには報告書をまとめますので、7月25日以降になって届きました御意見は、報告書作成の過程には参考にさせていただきますが、9月に入ってから、それまでにお寄せいただいた学内の意見をまとめて印刷し、学内に配布して、その後の討論の素材の一つにすることも計画されております。

理学部教授会では大学改革準備調査会の覚書の検討のために教授懇談会をしばしば開き、その時の議論のメモを幹事会がまとめましたので、それを理学部広報本号中に掲載してあります。

理学部広報には、大学改革準備調査会覚書が出ましたたびにその内容目次を掲載しておりますので、今回は最近出ました覚書 No. 9~No. 13 について内容目次を記します。詳しいことはそれらの覚書を読んでいただきたいと思っております。覚書の入手を希望する学生は、所属学部事務室に公表後10日以内に申出て下さい。既刊分で入

手困難なものについては、各教官や図書室をたずねて見せてもらって下さい。

### 大学改革準備調査会の覚書内容目次(続)

#### No. 9 (本委—3) 大学改革準備調査会経過報告 (1969年7月3日)

1. まえがき
2. 調査会の性格
  - 2-1 調査会設置の経緯
  - 2-2 調査会の構成
  - 2-3 「覚書」の性格
3. 調査会の作業について
4. 調査会の作業経過
  - 4-1 本委員会
  - 4-2 規則・処分専門委員会
  - 4-3 総長制度専門委員会
  - 4-2 組織問題専門委員会
  - 4-5 研究, 教育組織, 管理組織の二つの専門委員会の発足
5. 調査会の今後の方針

#### 附属資料

- (1) 大学改革準備調査会委員名簿
- (2) 大学改革に関する連絡会議連絡員名簿
- (3) 大学改革準備調査会関係審議経過
- (4) 覚書リスト
- (5) 調査会「覚書」に対する意見等リスト
- (6) 覚書正誤表

#### No. 10 (組織—5) 研究教育組織改革の問題点 —東京大学の研究と教育の組織— (1969年7月3日)

- 第1章 まえがき
  - 1-1 東京大学改革における研究・教育の問題の重要性
  - 1-2 画一性の排除と自主性の尊重
  - 1-3 制度と運用
  - 1-4 管理組織改革との関係
  - 1-5 この「覚書」の範囲
- 第2章 東京大学の研究教育組織に関する基本的問題点
  - 2-1 大学における研究と教育の関係
  - 2-2 東京大学の研究・教育にかんする基本的認識
    - (1) 研究
    - (2) 教育
    - (3) 「産学協同」について
  - 2-3 研究教育組織上の基本的問題点

- (1) 総合大学としての東京大学
- (2) 東京大学における学部教育と大学院教育
- (3) 教養課程と専門課程
- (4) 東京大学の附置研究所および附属病院
- (5) 東京大学における研究教育組織の単位

#### 第3章 教官組織の現状の欠陥

- 3-1 教官組織の諸単位
- 3-2 学部教官組織
- 3-3 研究所教官組織
- 3-4 講座制
  - (1) 講座制の原型における問題点
  - (2) 講座制の現状とその問題点
- 3-5 教官の地位区分, 職務および身分保障
  - (1) 教官の地位区分と職務
  - (2) 教官の身分保障

#### 第4章 学部教育の現状の欠陥

- 4-1 学部教育全般を通じて見られる欠陥
  - (1) 多人数教育
  - (2) 学生と教官の比率
  - (3) 教育施設の不備・不足
  - (4) 現行入試制度の弊害
  - (5) 成績評価の安易さ
- 4-2 教養課程と専門課程の関係についての問題点
  - (1) 教養課程と専門課程を区分することに伴う弊害
  - (2) 現行の進学振分け制度の欠陥
  - (3) 教養課程担当の教官と専門課程担当の教官の感情的対立と軋轢

#### 4-3 教養課程固有の問題点

- (1) 教養課程における問題の深刻さとその責任
- (2) 教養課程での講義内容について

#### 4-4 専門課程固有の問題点

- (1) 学力不足の問題
  - (2) 学部・学科の枠
  - (3) 就職活動による妨げ
- 4-5 外国語教育
    - (1) 教養課程における外国語教育
    - (2) 本郷キャンパスにおける外国語教育の機会の欠如

#### 第5章 大学院教育の現状の欠陥

- 5-1 一般的事項
  - (1) はじめに
  - (2) 画一的傾向
  - (3) 研究者養成の現状の欠陥
  - (4) 大学院と助手制度の並存に伴う矛盾

- (5) 研究者養成と専門家養成
- (6) 専門分野間の交流の欠如
- 5-2 大学院教育についての問題点
  - (1) 修士課程と博士課程との関係
  - (2) カリキュラムの問題点
  - (3) 現行修士論文制度の欠陥
  - (4) 博士課程の問題点
  - (5) 臨床医学系大学院の問題点
  - (6) 現行指導教官制度の欠陥
  - (7) 閉鎖的傾向
  - (8) 大学院教育と研究活動
- 5-3 大学院の教育・管理組織の弱体
- 5-4 大学院の財政の貧困
  - (1) 研究施設・研究費の貧困
  - (2) 院生に対する経済的条件が劣悪であること
- 第6章 研究教育組織改革の基本的な考え方
  - 6-1 大学の使命と改革の基本的諸前提
    - (1) 学問的厳しさを追究
    - (2) 研究および研究者養成の重視
    - (3) 大学において行なわれる教育の目的
    - (4) 総合大学としての東京大学
    - (5) 基礎的学問の重視
    - (6) 応用研究・専門職業等についての総合大学の役割
    - (7) 規模拡大の内在的傾向
    - (8) 国際交流の活発化
  - 6-2 改革の基本的方向
    - (1) 教官の組織と教育の組織
    - (2) 教育組織の概要
- 第7章 教官の組織と地位区分の改革
  - 7-1 教官の組織
    - (1) 教官組織の構成の原則
    - (2) 教官組織の構成単位
    - (3) 単位組織の機能
    - (4) 所属・派遣
  - 7-2 研究の組織について
    - (1) 学部・研究所の解体
    - (2) 研究所について
    - (3) 新しい研究所または研究センター
    - (4) 附属病院
  - 7-3 教官の職務と地位区分
    - (1) 基本的原則
    - (2) 教授と研究員
    - (3) 現行の地位区分との関係
    - (4) 狭義の教官団内部での地位区分
- 7-4 教官の身分保障と資格審査
  - (1) 採用等に際しての資格審査
  - (2) 定期的な資格審査および任期制度
  - (3) 教官団の自己規律
  - (4) 教官の移動性の促進
- 第8章 大学一般課程
  - 8-1 大学一般課程の基本方針
    - (1) 現行教養課程の廃止
    - (2) 入試制度改革
    - (3) 学習の自由の拡大と講義の体系化
    - (4) 卒業制度の廃止
    - (5) 多人数教育の改革
  - 8-2 大学一般課程の教育組織
    - (1) 総合カレッジ案
      - (i) 意義
      - (ii) 組織の概要
      - (iii) 他の課程との関係
      - (iv) 問題点
    - (2) 「ゆるい縦割り」案
      - (i) 意義
      - (ii) 組織の概要
      - (iii) 他の課程との関係
      - (iv) 問題点
    - (3) 両案の相異点
    - (4) 両案の併用および複数カレッジ
  - 8-3 大学一般課程の管理組織と教官団との関係
    - (1) 大学一般課程の管理組織
    - (2) 教官と学生との接触
  - 8-4 外国語教育センター等
    - (1) 外国語教育の内容
    - (2) 外国語教育センターの設置
    - (3) 外国語教育の担当者
    - (4) 体育
- 第9章 大学専門課程
  - 9-1 基本的な考え方
    - (1) 設置理由と意義
    - (2) 教育内容と年限
  - 9-2 組織の概要
  - 9-3 大学専門課程の問題点
- 第10章 大学院の改革の方向
  - 10-1 大学院改革の基本的な考え方
    - (1) まえがき
    - (2) 大学院についての基本的な考え方
    - (3) 改革の基本的方向
  - 10-2 大学院の組織と教育内容の改革

- (1) 教官の組織と大学院の組織
- (2) 大学院における教育内容の改革
- (3) 管理組織の分化と充実
- (4) 大学院の財政の充実と院生に対する待遇の改善

10-3 研究員制度

第11章 カリキュラムの編成と学生の参加

11-1 カリキュラム編成の現状

11-2 改革の方向

- (1) 基本的な考え方
- (2) 教官団の責任
- (3) 学生参加の一般的問題点
- (4) 学生参加のためにさしあたりとるべき諸方法
- (5) 交渉方式の問題点
- (6) メンバースhip方式の問題点
- (7) いわゆる「自主カリキュラム」について

第12章 学生定員およびキャンパス

12-1 学生定員

- (1) 現状の問題点
- (2) 改革の方向

12-2 研究教育組織の改革とキャンパス

- (1) 東京大学のキャンパスの現状
- (2) 研究教育組織の改革にともなう諸問題

**No. 11 (総長—1) 総長の地位と権限および総長選考制度について (1969年7月7日)**

はじめに

第1部

- 1. 総長の地位と権限についての歴史的経緯
  - 1-1 歴史的経緯
  - 1-2 最近の動向
- 2. 総長の地位と権限の現状と問題点
  - 2-1 専決
  - 2-2 評議会への発議
  - 2-3 評議会の主宰
  - 2-4 管理・運営上の責任
  - 2-5 対外的な代表
- 3. 総長の地位と権限に関し今後検討を要する事項
  - 3-1 意思決定と執行の問題
  - 3-2 総長と学部・研究所との関係
  - 3-3 総長と行財政事務機構
  - 3-4 責任の二重性の問題

第2部

- 4. 総長選考に関する現行制度の概要
  - 4-1 総長選考に関する現行法規と法改正の動き
  - 4-2 東京大学の総長選考制度

- 4-3 総長(学長)選考に学生の意見を反映させる制度の実例
  - (付) 5 大学における総長(学長)選考に関する調査一覧

5. 学生参加の諸方式の検討

- 5-1 予備的考察
- 5-2 選挙権方式と拒否権方式
- 5-3 選挙権方式の具体的問題
- 5-4 拒否権方式の具体的問題
- 5-5 混合方式について
- 5-6 学内における対立の事態と総長選考制度
  - (付) 考えられる改革案の例
    - (A) 選挙権方式の場合
    - (B) 拒否権方式の場合
    - (C) 臨時総長

**No. 12 (規則・処分—3) 学内規律および処分に関する規則の制定手続き (1969年7月12日)**

1. 基本方針

- 1-1 学内規律および処分に関する「立法委員会」設立の必要性
- 1-2 「参加」
- 1-3 臨時的機関

2. 「立法委員会」の権限・構成等

- 2-1 任務・評議会との関係
- 2-2 構成
- 2-3 議事

**No. 13 (規則・処分—4) 学内規律に関する規則の改正の方向 (1969年7月12日)**

1. 現行規則の問題点

- 1-1 まえがき
- 1-2 問題点

2. 改革の基本的方向

- 2-1 学生の自律の尊重
- 2-2 学内規律と表現の自由
- 2-3 実効性の確保
- 2-4 諸規則の整備
- 2-5 学内における政治活動
- 2-6 学内における宗教活動

3. 規律委員会

- 3-1 必要性
- 3-2 組織その他
- 3-3 任務

4. 結社の自由

- 4-1 団体の登録

- 4-2 登録手続上の若干の問題
- 4-3 登録団体資格の喪失
- 5. 集会の自由
  - 5-1 屋内集会
  - 5-2 屋外集会
  - 5-3 集団行進
  - 5-4 教室等学内施設の借用
- 6. 環境の整備
  - 6-1 はじめに
  - 6-2 印刷物の配布
  - 6-3 署名運動・投票・世論調査
  - 6-4 掲 示
  - 6-5 静謐の維持
  - 6-6 自動車等交通規制
- 7. その他の問題
  - 7-1 学生証
  - 7-2 宿所・連絡者の届出
  - 7-3 服 装
  - 7-4 健康診断
 附属資料

## 学内広報 No. 38 (1969. 7. 14) 所載主要記事

大学立法反対の諸集会について

「大学の運営に関する臨時措置法」に対する反対行動について

加藤東大総長・奥田京大総長の「大学法案について再考を求める」声明

学生委員会・大学院学生委員会の活動

学寮委員会関係

入寮選考問題についての確認書とりかわし

大学改革準備調査会の活動状況報告

各学部での改革問題検討状況

最近の各部局での経過

速報 No. 26 (法文 1, 2 号館の清掃補修作業に伴う教官に対する暴行行為と警察力の出動について) 再録

## 学内広報 No. 39 (1969. 7. 21) 所載主要記事

文学部の授業再開をめぐる学生間の衝突と警察力の出動について大学立法反対の東大共闘統一行動について

衆議院文教委員会の公聴会における加藤総長の公述要旨

## 昭和 45 年度東京大学入学者選抜学力検査実施教科 科目発表

科目については従前と変更はない(入試の大幅な改革は 46 年度以降になる)。ただし、類別等については今後若干の変更があり得る旨附記されている。

## 教官の定員削減について

政府の公務員定員削減計画は、教官については削減率も少なく、従来は各大学に直接割りあてがなされていなかったが、今回文部省から各大学に割りあてがなされることとなり、東京大学には、第 1 次削減数(昭和 40 年度～43 年度)として 41 人(39 年度教官定員に対し、学部 1.54%, 付置研究所 1.06%), 第 2 次削減計画数として 46 人(42 年度教官定員に対し、学部 1.19%, 付置研究所 1.78%), 計 87 人が割りあてられた。

この削減数は教官全体(教授・助教授・講師・助手)の数に削減率を乗じたものであるが、形式上は助手定員から削減することとなっている。これは講師以上の定員に欠員があればそれを助手にあてることができ、助手定員から削減することが運用上障害が最も少ないためであって、削減を助手にしわよせするという趣旨ではない。

## 「資料室の新設について」

大学改革準備調査会は、これまでの作業の過程で参考とした資料、データを整理・保存し、新設の専門委員会

## 東京大学広報委員会発行

### 「学内広報」中の主要記事紹介

#### 「資料」から「学内広報」への発展

東京大学広報委員会は、これまで「資料」を発行しておりましたが、1969 年 7 月 14 日発行の第 38 号から「学内広報」に切りかえることにいたしました。学内の出来事を、できるかぎり客観的に伝えるという編集方針は「資料」と変わりませんが、学内外の情勢の変化に伴い、学生と大学との間の問題を主として扱ってきた、これまでのいわば「事件」中心の編集から、全学的関心を呼ぶ各種の問題をもとりあげる、いわば「問題」中心の編集にやや重点を移したつもりとのことです。またこれを機会に体裁も改めることにしました(従来は縦書き 3 段組みでしたが、新形式は理学部広報のように横 2 段組み)が、「資料」との連続性を示す意味で発行ナンバーは「資料」からの通し番号となっています。

新しい学内広報には理学部の教職員・学生・院生にとりまして大変に興味ある記事が多く掲載されています。そこでそのような記事について「学内広報」から抜粋してここに記載します。但し詳しく知りたい方々は原文をごらん下さい。

の利用に供するため、また大学本部における今後の企画立案のために諸種の調査を行なう必要があるので、「資料室」が新たに設けられることになった。

### 「東京大学の現況について」の調査について

総長室では、かねてより大学改革に関する学内討議の参考に供するために、東京大学についての基礎的な資料を「東京大学の現況」として公表することを企画してきたが、これまでに大学本部事務局で調査した部分を第一次調査として発表することにした。発表された内容は次の通りである。

東京大学教職員数調（講座・部門数、教授・助教授・講師・助手・教諭・その他の職員別人数）

学部関係定員数および学生生徒数調、入試募集人員  
大学院各研究科における学生定員および在籍者等調べ  
教官当積算校費・学生当積算校費予算基準単価表

既往3カ年の決算額

主な土地・建物面積（都内および近郊のもの）

「東京大学の現況」調査報告の中で理学部がどの程度の割合を占めているかを参考までに拾い出してみると次のようになっている。（昭和44年5月1日現在）

	全学総計	理学部
講座・部門数	749	71
教授	720	66
助教授	765	58
講師	210	17
助手	1,753	146
その他の職員	5,406	213
職員総数 （他に非常勤職員）	8,889 1,165	500
学生数*	12,632	289*
研究生数	366	45

\* 学生数は、昭和44年5月1日現在理学部では3年次学生がいないので昭和42年度の409名、昭和43年度の439名に比し、総数が減少している。

なお大学院学生数について、各研究科総計と理学系研究科とを比べると

	全研究科総計	理学系
修士課程学生数	2,078	440
博士課程学生数	1,727	424
外国人研究生	180	17

教官当積算校費は、理学部では講座制で昭和44年度は非実験講座 1,033,400円、実験講座 4,077,000円  
学生当積算校費は

理科系学部学生	22,000円
大学院理科系修士課程学生	54,400円
“ 博士課程学生	59,200円

教官当積算校費および学生当積算校費は、講座数または学生数等を積算単位として計上された校費であって、学校全般の教育・研究・運営に充当することを目的とした経費である。したがって実際には研究・教育用器材の調達補修、消耗品購入、電信電話郵便料金、光熱水道料金、定員外職員の賃金、環境整備費など多くの費用を校費から支出せねばならないので、末端の教室・研究室で実際に使用できる金額はずっと少なくなるのである。

既往3カ年の決算については学部関係、病院、研究所（一般）、共同利用研究所、共通と分けて示されており、理学部だけの使用分は書き出されてはいないので、全学の数字のみをあげると

	昭和41年度 千円	42年度 千円	43年度 千円
人件費	7,474,077	8,364,965	9,556,466
光熱水料 物件費その他	11,016,128	490,222 11,908,242	508,913 11,001,884
施設費	2,218,978	2,691,924	1,683,159
計	20,709,183	23,455,353	22,750,422

となっている。

## 理学部会合日誌

- 7月1日（火）
- 2日（水） 教養学部問題懇談会（15～18時）  
於 化学新館会議室
- 3日（木）
- 4日（金） 教養学部進学生振分け会議（13時半～15時）
- 5日（土）
- 6日（日）
- 7日（月）
- 8日（火） 部長と理職との会見（11～12時）、理学部学生大会（17～23時、於 理学部2号館講堂）
- 9日（水） 人事委員会（12～14時）、入試委員会（15～18時）、学生大会（16～24時、於 理学部2号館講堂）
- 10日（木） 学部スト、院生スト、授業料免除相談会（13時半～15時）、3号館運営委員会（16～18時）

- 11 日 (金) 学部スト, 院生スト  
 12 日 (土) 学部スト, 学部講義は今週で終る。教室主任会議 (10~12 時)  
 13 日 (日)  
 14 日 (月) 教授懇談会 (18時半~20時半, 於 化学新館会議室; 改革準備調査会覚書 No. 10 (研究教育組織改革の問題点) について)  
 15 日 (火)  
 16 日 (水) 学部長が理職と会見 (11~12 時), 定例教授会 (13~17 時, 於 化学講堂)  
 17 日 (木) 総合計画委・幹事会と 2 号館懇談会 (14~17 時)  
 18 日 (金) 総合計画委・幹事会と 1 号館懇談会 (13~16 時)  
 19 日 (土)  
 20 日 (日)  
 21 日 (月) 理学系研究科委員会 (14~17 時, 於 化学新館会議室)  
 22 日 (火)  
 23 日 (水) 教授懇談会 (13~16 時, 於 化学新館会議室; 改革準備調査会覚書 No. 11, No. 12, No. 13 (総長選考制度, 学内規律および処分) について, 覚書 No. 10 について残された問題)  
 24 日 (木) 総合計画委・幹事会と 3 号館懇談会 (13 時半~16 時半)  
 25 日 (金) カリキュラム委員会 (10~12 時半)  
 26 日 (土) 教室主任会議 (10~12 時; カリキュラム委員会報告, 本年度予算の大綱; 明年度概算要求など)  
 27 日 (日)  
 28 日 (月)  
 29 日 (火)  
 30 日 (水) 学部長理職と会見 (11~12 時)  
 31 日 (木)

## 教授会メモ

7 月 16 日 (水) 定例教授会  
 (13~17 時, 於 化学講堂)

### 議題

1. 前回議事承認
2. 学士入学の件

3. 研究生期間延長の件
4. 研究生入学の件
5. 本年度進学者振分けについて  
 7 月 4 日の振分け会議で, 教養学部 2 年生の理学部進学希望者に対する振分けは下表のごとくになった。

学科・課程名	(予定数)	理 1 より	理 2 より	沖繩
数 学	(50)	46	5	1
物 理	(72)	56	17	
天 文	( 6)	6	0	
地 物	(20)	11	9	
化 学	(45)	25	20	
生 化	(20)	5	15	
動 物	( 7)	1	7	
植 物	( 7)	0	7	
人 類	( 4)	0	4	
地質・鉱物	(12)	2	11	
地 理	( 8)	2	6	
計	(251)	255		+1

6. 奨学寄附報告
7. NASA Lunar Sample Program の件  
 アポロ 11 号が持帰る月岩石資料の研究を本学部の久野・永田両教授が分担するについて理学部がその公式の保証機関となることを承認した。
8. 評議会議事報告
  - a. 昭和 45 年度入学試験について (広報本号 6 頁参照)
  - b. 本年度予算執行の方針
  - c. 来年度概算要求の件
  - d. 理学部規則の一部改正 (12 月に進学してくる学生に対する履習課目に関してであるが, カリキュラム委員会の活動を待って 9 月の教授会に間に合わせることにした)
  - e. 資料室新設 (本広報 6 頁参照)
9. 総定員法実施に関する問題 (本広報 6 頁参照)  
 理学部としては, 助手の定員数を本年度 5 名, 来年度 2 名, 来々年度 1 名減らさなくてはならないが, 現在の実員に影響が及ばないように処置する方策を講じる旨報告があった。なお大学全体としては 6~9% の空席が現在あるので, 現在の教職員には影響を及ぼすことはなくてすむ見込のことである。
10. 学内情勢報告  
 化学教室の火災 (広報先号既報) 報告  
 各部局での情勢紹介



改革準備会を発足させるに当たっての諸問題  
海外学術調査委員会が発足し、高井教授が委員と  
なったこと。

11. 大学立法について

反対運動経過報告、現在での見通し、今後の方針  
などについて意見をかわした。

12. 幹事会報告

現在教授懇談会での討論をもとに「研究・教育組  
織の問題点」、「総長選考制度」、「学内規律および  
処分制度」などについて意見をまとめつつあるこ  
と、理学部総合計画委員会と共に各号館を訪問し  
て各教室での問題点をも論議していること、夏季  
休暇中の連絡方法などにつき報告があった。

13. 総合計画委員会報告

広報前号に総合計画委員会資料 No. 2 としてそ  
れまでのまとめを発表しており、現在さらに具体  
的な諸問題について各号館教官と懇談会を開いた  
りして検討を重ねていると赤松委員長長の報告があ  
った。

14. その他

学部奨学委員が、伊藤教授（数学）から宮沢教授  
（物理）に交代した報告があった。

理学部第一研究委員会（規則・処分制度）は、島  
内教授が改革準備調査会の用務で多忙であり、野  
田教授が海外出張中であるので、従来からの委員  
である西川教授（物理）、福島教授（地物）に新たに  
稲本教授（化学）、池上助教授（物理）、尾本講師  
（人類）が加わって構成されることになった。

8月には定例教授会は開かないが、臨時教授会は開く  
こともある。

理学部における「大学立法」反対運動

今国会に提出されている「大学の運営に関する臨時措  
置法案」については、政府がこれを国会に提出した5月  
24日、直ちに加藤総長名でこれに反対する談話が発表  
され、また6月12日には東京大学としての正式態度を  
表明する文書を政府・文部省・衆参両院・各政党・各大  
学に送付した。7月に入ってからの大学本部の行動は学  
内広報 No. 38 および No. 39 に紹介してある。

大学立法に関しては学内の各部局や各組織で多くの反  
対運動が展開されている。東大全学教官有志による「大  
学立法」廃案要求運動や、各学部長および各研究所長連  
名での声明（7月17日）があった。理学部内でも自治  
会や教室単位での抗議声明・抗議運動など枚挙にいとま  
がないので、ここにそれらのすべてを記すことはできな

い。この点各位の御諒承をお願いします。

7月24日の衆議院文教委員会での大学立法強行採決  
のあと、理学部長は法学部長他数人の教官とともに参議  
院文教委員（7月26日）、参議院副議長（7月30日）  
に会い、この法案が不可であることを述べ、慎重な取扱  
を要望した。また理学部教授会有志 88名の署名を得て  
国会に下記の要望書を提出した。

要 望 書

衆議院文教委員会は、7月24日夕刻、充分の審議を  
経ないままに「大学の運営に関する臨時措置法案」を可  
決した。

この法案に疑点が多々存在することは既にわれわれが  
指摘して来たところであるが、この疑点にもまして、充  
分な審議を経ぬまま、今回異常な採決がおこなわれたこ  
とを、われわれは、はなはだ遺憾とする。

およそ教育は国家百年の大計にかかわり、民族の将来  
を左右する重大事である。その教育に重大な影響を与え  
ようとする本法案が、政争取引きの具として取り扱われ  
たことに、われわれは暗然たらざるを得ない。

少なくとも今後は、衆議院本会議および参議院での慎  
重な審議を通じて、国民の前に、本法案の理非曲直が明  
らかにされんことを、教育の現場をあずかるものの一員  
として、われわれは強く要望する。

昭和 44 年 7 月 25 日

東京大学理学部教授会有志

大学改革準備調査会の覚書に  
対する理学部教官有志の意見

（理学部幹事会のまとめ）

覚書 No. 10 「研究教育組織改革の問題点」  
に対する意見

1. 覚書全般に関すること

この覚書の基本的な発想として、i) 総合大学の線は崩  
壊しない、ii) 学生数を含めて大学の規模を縮少できな  
い、の2点を大前提としているように思われる。しかし  
この2点は互に相容れないのではないかという意見があ  
る。規模を縮少できなければ分裂して単科大学の連合に  
なるか、同等の総合大学を複数つくるかするより方法が  
ないのではないかという意見がある。

2. 第2章 東京大学の研究教育組織に関する基本的問  
題点について

2-1. 一般教育、あるいは全人格教育というものは専門教育のための基礎教育という面と教養教育という2面があるのではないか、という考え方が理教官には強く、教養教育を今のように一括別置方式で独立させていることに対する批判は強い。しかし、特に自然科学系の学問分野では積み上げが基本的に重要であって、一種中途半端な“一般教育”で十分な理解を学生がうるということができないという考え方に対しては否定的である。

2-2. それぞれ担当する学問分野によって事情は異なるであろうが、理学部教官の多数は理学部又は新たに編成されるであろう“理学”担当グループの存立の条件を次のように考えている。すなわち、1) 現在の学問研究の水準を少くとも下げることはできない。2) 教育の最重点はすぐれた研究者の養成にある。この考え方は本来のもので、事実上理学部の多くの分野では既に教育の重点は大学院に移ってしまっている。

### 3. 第3章 教官組織の現状の欠陥について

3-1. この章に盛られている現状分析について基本的な反論はあまりない。ただし、研究所については、天文台、地震研究所のような研究所は、大学学部とあまり違わない研究を行なっているという認識と、ある特定の目的に収斂する研究を行なっているという認識と相半ばしている。

### 4. 第4章 学部教育の現状の欠陥について

4-1. 教養課程と専門課程を区別することについて、多くは批判的であるが、少数でも現状で悪いところはない、という考え方が存在する。その場合、運営の方式、学生数の縮小、などの手段を講ずれば現在の問題は解決するはずであるという附帯意見を伴う。

4-2. 教養課程は本来大学で行なうべきでなく、高校で完成して当然であるという考え方がある。また入試の方法などの改善によって高校以下の教育を変えることなくして根本的な欠陥は改まらないだろうという考え方は多数存在する。

### 5. 第5章 大学院の現状と欠陥について

5-1. この章で指摘された欠陥は全体としてみれば正しい。しかし学部教育以上に大学院制度と運用は専門分野によって多様であり、理学系の欠陥とはいえない指摘が多数ふくまれている。既にあげたように理学部の多くの分野では教育の重点は既に大学院に移ってしまっている。ここではある分野で欠陥とみなされる点が他では長所となることもあり、画一性の排除を最も強く要請されるところであろう。

### 6. 第6章 研究教育組織改革の基本的考え方について

6-1. 理学部又は“理学”を担当とするものとしては、

学問の継承、発展、国際的水準の維持は現状でも守られており、これを譲ることはできない。改革はこれを尚進める方向でなければならないと考える。

6-2. 総合大学の線を崩さないことを前提としているが、このことの意味は各部局間の壁を低くし有機的に結ばれることにあると思われる。しかし、全体的に有機的結合を強くすることと専門分野ごとの違いを画一的でなく存在させることとの間の調整は具体的に十分検討が必要であろう。

6-3. 教官の組織を再編成することに特に異議はないが、再編成の際の基準としては専攻分野によるよりは、研究の目的（乃至は意識）によるべきで、理学部としては一本にまとまっている方がよいとする考え方は有力である。

6-4. 現行でも学部、大学院の組織が複雑であると感じられているのに、提案された教育課程は複雑すぎはしないかという懸念は、かなり多数の教官に存在する。

### 7. 第7章 教官の組織と地位区分の改革について

7-1. 6-3 に述べた趣旨に従って現理学部としては一本にまとまっていたいとする考え方は有力である。但し、この場合でも理学部内部、他学部との壁はなるべく低く flexible にするべきであることは勿論である。

7-2. 管理的な職務に就く以外、研究に関しては各研究者にいかなる権限も与えるべきでないという意見がある。たとえば資格審査についても、それが審査員に一種の権限性格を帯びるから、やるべきでない、という意見がある。

### 8. 第8章 大学一般課程について

8-1. 一般課程の目的は“特定の分野”をこえた一般高等教育にある、とされているが、理学部教官には専門教育を抜きにした大学教育は無意味であるとする考え方が強い。但し、理科的教養を中心とした総合的理科教育のコースが必要であるとする意見もあるが、この場合そのようなコースを終えた者の数や値が社会の要請としての位存在するかの綿密な分析が必要であろう。

8-2. 一般課程でのメニューが複雑になって、選択の自由が増すと、学生が安易なコースに集中するという問題は起るであろう。この過程の問題はあらかじめ細かい検討が必要であろう。

8-3. この一般課程の目標とする教育は理学部本来の目的にとって本質的な部分ではない。現在理学部が行なっているような理学専門教育を行なう場が失われる危険性はないか。また数学などのように早期天才的な教育を必要とする分野の教育をどうするかも問題として残されている。

8-4. 一般課程として多数の学生を区切りなく集めることは復原力をなくすることになるのではないか。また、学生をして何かを学ぶために大学に入るのではなく、東京大学に入ることを目的とする現状を改めさせることができないのではないかという疑問がある。

#### 9. 第9章 大学専門課程について

9-1. 現在の教官組織と新しい組織との対応関係がはっきりしないため、現在の理学部教育のうち、どの部分が専門課程を作るべきかについて不安がある。

#### 10. 第10章 大学院の改革の方向について

10-1. 理学部では大学院中心という考え方が強く、理学教育は高度の専門家の養成を目的とし、現在の大学院課程を経て完了するものと考えられる。一部の教室では学部の高学年からその教育が開始されている反面、一部の教室では大学院入学者を他教室から積極的に導入する政策をとっている。

10-2. 研究員制度は望ましいものであるとする意見が強い。特に学部教育の課程が多様化され個性に応じた大学院進学が実現されるのを歓迎する意見も強い。

10-3. 大学院の教育が学部の付録のような財政的基礎をもつことを改善しなければならない。

10-4. 学部入学以後9年間も同じ制度で学生生活を強いられる今の制度は、何とか改めねばならぬとする考えは非常に強い。

#### 11. 第11章 カリキュラムの編成と学生の参加について

11-1. 提案は原則として否定すべきものではないが、学部教育の多様化を消化してこの考え方を実現していくためには膨大な実務を伴うことは明らかである。非常に能率的な機構をつくらない限り教官は実際にはすべて実務に狩り出されてしまう危険はないかという不安がある。

11-2. カリキュラム編成への参加は、学生個人個人が全面的に行なうということになる。

#### 12. 第12章 学生定員およびキャンパスについて

12-1. 総合大学という前提をとれば、学生数を大幅に減らすことが必要である。現在の東京大学の定員を削減することができなければ、教官の増員はもとより、複数個の総合大学をつくることも考慮されてよい。その場合、キャンパスはそれぞれ一カ所でなければならぬ。

12-2. 現行の教養課程一括別置方式はこの際改められるべきである。

### 覚書 No. 11 「総長の地位と権限および総長選考制度について」に対する意見

1. 総長の権限と責任については、大学の組織体系を前提とした議論と提案が望ましい。現行の制度、すなわち単科大学の集成的組織と、その上にある評議会との関連において考えられる総長と、例えば覚書 No. 10 が提案しているような Faculty と学生の分離、研究組織と教育組織の分離が行なわれた場合の総長とは、その選出方法、職務等に非常な差があるはずである。

2. 総長は、従来のように“一世の碩学”という象徴面と共に、大学の管理運営面での実務的な面をも期待したいという意見がある。この意見は、大学においては大学自治、学問の自由という面と同時に、特に実験研究の分野で世界的水準を保つために必要な予算の裏付けが、従来ほとんど顧みられていなかったことから出ている。

3. 上記の点を考えると、総長に然るべき実務担当のスタッフをつけるということは考慮に値する措置である。

4. 1. でのべたように総長制度は、大学組織をどう改めるかについて決断した上で、具体化するのが本来である。特に総長選考に対する学生参加の理念については「確認書」でも、「覚書 No. 8, 学生の役割と権利」においても十分な分析がなされていないので、ここで深く検討されることが望ましい。

5. なお、それでも総長選考制度だけでも改革するのが先決であるというのであれば、覚書 No. 13 に示されている拒否権方式を試用するのがよいという意見が強い。なお学生の拒否権については、総長選考の場合のみならず、常時、総長の施策に対しても行使の途を開いておくことを考慮してもよいのではないかとこの意見もあるが、この点については、総長制度、特に学生集団以外の集団の意見をどのように反映させるかについて慎重な考慮が必要であるとの意見が強かった。

6. 総長選考方式の改革には、必ず学部長選考方式の改革が平行して議論されるであろう。この場合には、大学組織についての確たる見通しがないと、議論の混乱を招き、大学における研究教育に無用の蹉跎をきたすことをよく考慮してほしい。

### 覚書 No. 12 「学内規律および処分に関する規則の制定手続き」、覚書 No. 13 「学内規律に関する規則の改正の方向」に対する意見

1. 規則の改変には全構成員の意志統一をはかる機会をいかに設けるかが根本的な問題である。このことを明

確にすることが必要である。

2. 全学的な意見一致を実現する時に、目ざす規則のビジョンが示されていない。即ち法的手続き、技術に完璧を期すことに重点を置いて、はたして納得されるであろうかとの危惧を持つ。

3. 構成員の自律による規則と、管理責任者の管理権との間の関係をどう処理するか明らかでない。この問題を除けば、あとは課外活動についても、構成員同志互いの立場を尊重して迷惑をかけず、しかも自らの行動に責任をもつ約束をきめるだけで十分であろう。

4. 規則の実効性を確保するのにどうしたらよいか。規則を守る心構えが欠けている場合の対策については、(たとえば大学警察のようなものを置くとの考えもある)が)名案が考えられていない。

5. 政治活動についての問題は極めてデリケートであるが、大学内において各教官は、あるいは学生がその信念に従って、政治的立場を明らかにすることは、むしろ好ましいことであるが、そのことと政治活動を認めるということは区別しなければならない。

### 理学部の将来を考えるための資料

理学部幹事会では、「理学部の将来を考えるための資料」No. 1として、6月4日及び6月14日に行なわれた理学部教官懇談会と、6月23日に行なわれた総合計画委員会と理学部幹事会の懇談会の内容を幹事会がまとめたもの(第一部)と、教養学部第九委員会報告と教養学部問題懇談会中間報告に対する理学部各教官の意見の集録(第二部)を騰写印刷で発行した。

わが国の基礎科学の研究と教育の一環を担う責任をもつこの理学部のあるべき姿を検討しその実現をはかるた

めに理学部将来計画委員会が発足したのは1956年のことであり、現在では大学改革の機運が全学的に動きはじめ、理学部の将来について改めて学部の内外から活発な論議が起っているが、抽象論に止まらず、問題を具体的に整理することが必要な時期に至ったと思われる。その方向の努力の結果として理学部総合計画委員会が報告を出した(理学部広報先号掲載)。その報告の上に立ってさらに議論を深めるために、「理学部の将来を考えるための資料」を作成して理学部教官に配布した。この資料に記載されている意見の一部は理学部広報にも掲載されていますが、さらに詳しく知るためにこの資料を入手されたい方々には、幹事会まで申出られれば残部がある限りお分けしますとのことです。

### 電力の節約について

理学部用度掛から各教室にあてて、施設部電気掛より下記の趣旨の通知がありましたので節電をお願いいたしますとの依頼が出されていますので、ここに掲載します。

#### 記

夏場にかかり空調設備等の増設のため電力の消費が甚だしく、電力事情が悪化しています。この際とりあえず次のことを励行され、停電の危機に至らないよう御配慮下さい。

1. 空調設備は研究教育に差支えない限り、午後2時半から3時まで使用を停止して下さい。
2. 電灯は直接照明に必要な箇所はできるだけ午後2時から3時まで消灯して下さい。
3. ゼロックス等の複写機はできれば午後2時から3時まで使用を控えて下さい。 以上

理学部のみなさんに理学部広報への御寄稿をお願いいたします。  
また、広報についての御意見もうかがわせていただきたいと存じます。宛先は

地球物理研究施設 福島 直 (内線 7511)